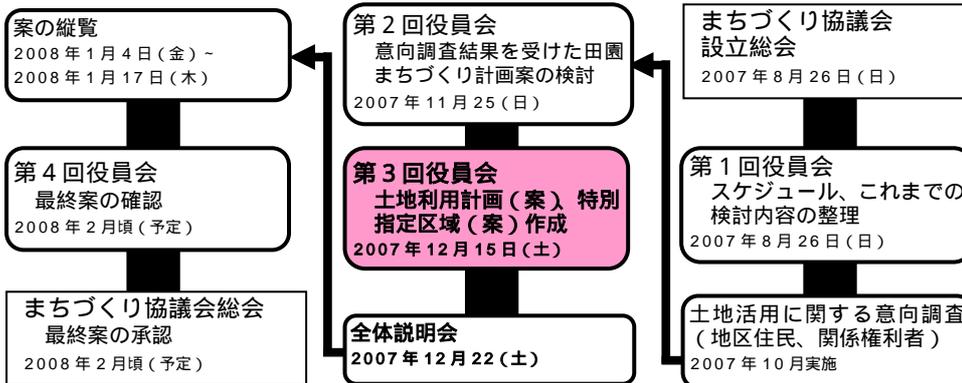


高畑地区まちづくり協議会ニュース

発行日：平成 19 年 12 月 22 日（土）
 発行者：高畑地区まちづくり協議会

高畑地区まちづくり協議会
 （第 3 回役員会）

～ 田園まちづくり計画（案）
 を作成しました～



平成 19 年度年間スケジュール

「高畑地区まちづくり協議会（第3回役員会）開催」
 ～ 田園まちづくり計画（縦覧案）を作成しました！

12月15日（土）高畑公会堂において、高畑地区まちづくり協議会（第3回役員会）を開催しました。今回の役員会では、主に まちづくりに関する方針、土地利用計画（案）と特別指定区域（案）について検討を行い、地区の皆さんへお示しする縦覧用の案が完成しました。

高畑地区まちづくり協議会

第3回役員会 議事

1・会長挨拶

2・議事

まちづくりに関する方針
 土地利用計画（案）及び特別指定区域（案）について

まず、まちづくりに関する方針（2ページ参照）の検討の中では、高畑に現存する建築物の高さを考慮し、建築物の高さは10メートル、にすることを決定しました。また、道路際の塀の設置について、防災面や防犯面の観点から高く積み上げられたブロック塀にせず低めで開放感のある生垣などへ転換することで地域の目が行き届いた安全な地域づくりを目指すことを決定しました。

また、地縁者の住宅区域（集落に推算して10年以上居住する者の住宅が建築できる区域）と新規居住者の住宅区域（だれでも住宅を建築できる区域）については、4ページに示されている区域を現段階の案とすることを決定しました。

3・今後の予定

12月22日（土）午後7時より、縦覧前の説明会を実施し、住民の方々に先日回収したアンケートの集計結果と、まちづくり協議会の目標について説明します。

年明け1月4日（金）～1月17日（木）の2週間に亘り、高畑公会堂及び市開発審査課にて案の縦覧を行います。1月4日（金）～24日（木）の間、意見書を文書により高畑地区まちづくり協議会まで提出することが出来ます。町内会長連絡箱に投函してください。

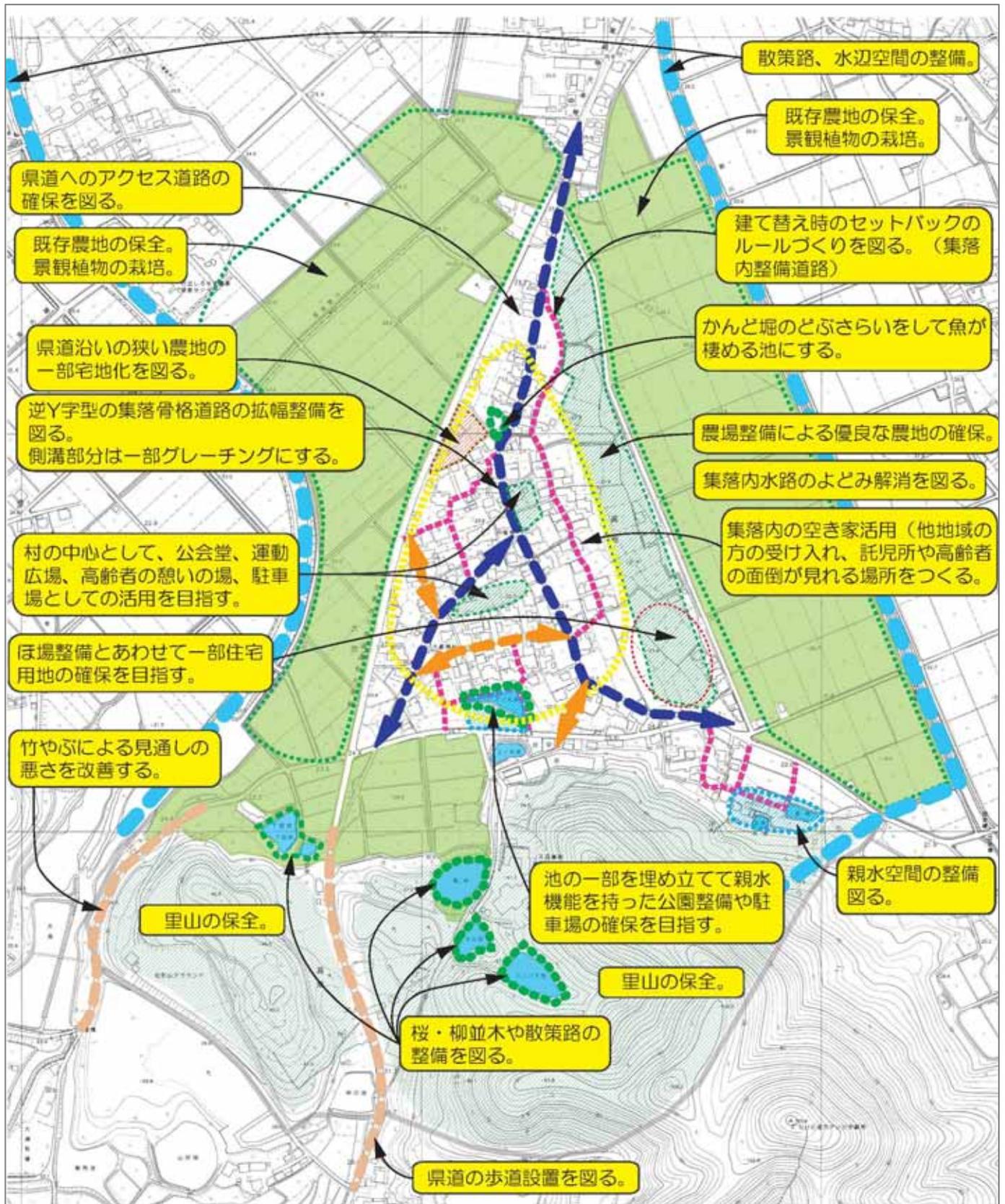
お問い合わせ
 連絡先

高畑地区まちづくり協議会

まちづくりに関する方針（縦覧用の案）

【計画の名称】		高畑地区まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～美しい自然と人情味、創意工夫のむら高畑～ 美しい自然景観を保全し、自然・動植物との共存、共生を行いながら、地域の人と外から来る人が気軽に向き合い、つながりを活かした開かれたむらづくりを行っていく。	
【目標人口】		498人（昭和62年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さについて： 戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。 汚水対策について：清流の水路にする。新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁 色相R・Y R系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。道路に面して垣または柵を設ける場合、すべて生垣とするか、道路地盤面から1mを越える部分について、生垣やフェンスなど、見通しの妨げにならない構造にすることを目標とする。（道路後退した部分に設置してはならない。）
		3. 公共施設の整備を図る取組み	逆Y字型の集落内骨格道路については、幅員5mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.5mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。 市道の2項道路については、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線。） 市道でない2項道路についても、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の赤紫線。） 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。
		4. その他の施設の整備を図る取組み	運動広場、小公園の設置を目指す。 公会堂の移転新築又は一部改築を目指す。
	任意で作成	5. 安全安心対策	まちづくり協議会によるパトロールの推進。
		6. 歴史を活かす取組み	昔から続く行事の継承・発展。
		7. 自然を活かす取組み	水路の清掃を年に2回行う。 里山の管理を行う。
		8. 地縁者の範囲	小学校区の範囲とする。

まちづくり構想図（縦覧用の案）



特別指定区域図（縦覧用の案）

